

令和6年9月定例会 議案第117号(概要) 《デジタル市役所推進室》

①議案第117号

「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

1 改正概要

北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第56号、以下「条例」という。)について、

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく「地域生活支援事業」について、他機関との情報連携を開始するため事務を追加する。
- (2)生活保護法(昭和25年法律第144号)の改正に伴い文言を整理する。
- (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)及び番号法に関する省令と、本市の条例が重複する部分を削除する。
- (4)国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)の改正に伴い不要となった国民年金の免除申請に関する事務を削除する。

2 改正理由

- (1)「地域生活支援事業」について、他機関との情報連携を開始するには、条例を改正して条例別表第1に同事業を追加する必要があるため。
- (2)引用する法令の文言改正、法令との規定の重複及び事務の整理のため、条例を改正し、規定を整備する必要があるため。

3 法律と条例の体系

【番号法及び関係省令で定めている内容】

- ・マイナンバーを利用することができる「事務」
- ・自治体間等で情報連携できる「事務」及び「情報」

【条例及び規則で定めている内容】(番号法第9条第2項の規定による)

- ・北九州市が独自でマイナンバーを利用することができる「事務」
- ・執行機関(市長事務部局)内で庁内連携できる「事務」及び「情報」

4 施行期日

公布の日